

## 茅ヶ崎市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和8年1月5日

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

こども育成部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和7年12月25日（木）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) こども政策課

＜茅ヶ崎駅南口子育て支援センター賃貸借＞

茅ヶ崎市事務決裁規程（昭和35年2月5日訓令第1号）別表第1（第6条、第8条関係）では、賃借料に係る700万円以上1500万円未満の支出負担行為の決裁区分は副市長となっていますが、決裁権者に誤りがありました。

(2) こども育成相談課

ア 会計年度任用職員の報酬

会計年度任用職員の基本報酬について、過少払い及び過払いがありました。また、時間外勤務手当に相当する報酬について、計算誤りによる過少払いがありました。

#### イ 会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償

会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、計算誤りによる過少払いがありました。

#### ウ 会計年度任用職員の旅費に係る費用弁償

会計年度任用職員の旅費に係る費用弁償について、計算誤りによる過少払いがありました。

#### エ 茅ヶ崎市産前・産後ヘルパー事業業務委託

茅ヶ崎市契約規則（昭和47年3月31日規則第15号）第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、落札決定の日から7日以内に契約が締結されていないものがありました。

#### (3) 保育課

##### ア 会計年度任用職員の報酬

会計年度任用職員の報酬について、時間外勤務手当に相当する額に計算誤りによる過払い及び過少払いがありました。

##### イ 茅ヶ崎市立保育園警備業務委託

茅ヶ崎市事務決裁規程（昭和35年2月5日訓令第1号）別表第1（第6条、第8条関係）では、委託料に係る200万円以上700万円未満の支出負担行為の決裁区分について部長と規定されていますが、決裁権者に誤りがありました。

##### ウ 茅ヶ崎市保育士就職奨励金

茅ヶ崎市保育士就職奨励金等交付要綱第12条では、茅ヶ崎市保育士就職奨励金の交付の時期について「請求のあった日から30日以内」と規定されていますが、請求日から30日以内に交付されていないものがありました。

##### エ 茅ヶ崎市保育士宿舎借上支援事業助成金

茅ヶ崎市こども育成部保育課所管に係る社会福祉法人助成要綱の別表では、茅ヶ崎市保育士宿舎借上支援事業助成金の助成の時期について「請求のあった日から30日以内」と規定されていますが、請求日から30日以内に助成されていないものがありました。

## オ カラー帽子の購入

カラー帽子の購入において、茅ヶ崎市契約規則（昭和47年3月31日規則第15号）第19条の2では「2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されているにもかかわらず、2者以上から見積書を徴取していませんでした。また、茅ヶ崎市物品会計規則（昭和47年3月31日規則第16号）第18条で「物品購入等依頼書により、経営総務部契約検査課長にこれを依頼しなければならない」とされる物品の購入に該当しますが、契約検査課長に依頼していませんでした。